

社会福祉法人福陽会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得期間2週間以上の割合を50%以上とする

<対策>

- 令和7年4月 ～ 育児・介護休業規則の対象職員への周知の徹底
- 令和8年4月 ～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替職員の人材派遣の活用による確保、複数担当者制の検討）・実施

目標2：フルタイム労働者一人当りの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10%削減する

<対策>

- 令和7年4月 ～ 業務量の見直し、タブレット・介護ソフトを活用した介護記録の簡素化
- 令和8年4月 ～ インカム・ねむりスキンの次世代介護テクノロジー導入による介護業務の負担軽減